

総務市民委員会 会議録

=====
日 時 令和3年9月1日（水曜日）
午前10時00分開会 午後12時18分閉会
場 所 第1委員会室

日 程

- 1 開 会
 - 2 委員長挨拶
 - 3 協議事項及び報告事項
 - (1) 消防本部関係
 - (2) 市長公室関係
 - (3) 総務部関係
 - (4) 市民生活部関係
 - 4 その他
 - 5 閉 会
-

出席委員（8名）

委員長 今野 貴子
副委員長 吉田 博史
委 員 久松 猛
委 員 吉田 千鶴子
委 員 海老原 一郎
委 員 柴原 伊一郎
委 員 篠塚 昌毅
委 員 島岡 宏明

説明のため出席した者（15名）

市長公室長	川村 正明
総務部長	羽生 元幸
市民生活部長	塚本 隆行
消防長	鈴木 和徳
消防次長兼消防総務課長	檜山 保明
政策企画課長	佐々木 啓
財政課長	山口 正通
総務課長	真家 達成
防災危機管理課長	皆藤 秀宏

管財課長	秋山 太
課税課長	川上 勇二
市民課長	佐野 善則
環境衛生課長	渡辺 善弘
予防課長	三上 健市
警防救急課長	本橋 一夫

事務局職員出席者

主任 津久井 麻美子

傍聴者（0名）

○**今野委員長** おはようございます。ただ今から、総務市民委員会を開催いたします。今回は事前の委員会でありますので、本会議に上程される案件についての詳しい質疑は、基本的に定例会中の本委員会で行うことにしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」という声あり)

○**今野委員長** それでは、そのように御協力をお願いいたします。早速、消防本部の案件について協議を行います。サイドボックスは、総務市民委員会、令和3年、9月1日開催のフォルダをお開きください。消防本部資料に基づきまして、資料①公用車に係る物損事故の和解について、執行部より説明を願います。

○**檜山消防次長兼消防総務課長** 公用車の交通事故に係る物損損害賠償の和解について、御報告いたします。事故日時につきましては、令和2年12月7日(月)、午前11時12分頃となっております。発生場所につきましては、土浦市木田余3686番地付近の一般道となります。事故概要につきましては、消防本部の職員は、大型免許取得後、機関員という消防車を運用するための内部で設けている資格制度がございます。その資格取得を目指す職員に対し、消防車を使用して操縦訓練のため、市道I級18号線、こちらは通称国体道路と呼んでいる場所がございます。そちらを走行中、右折待ちで停車していた相手方車両に追突し、相手方の車両はリヤ部分、消防車はフロント部分を破損した事故でございます。和解概要につきましては、相手方車両の損害として金50万8500円を支払い、令和3年8月4日に和解となりました。その他の報告事項といたしまして、この後に対人賠償が残っておりまして、既に相手方の治療は終了しておりますが、補償額について協議中でございますことから、和解が整い次第、御報告申し上げます。最後になりますが、この度の事故後の対応としましては、土浦警察署から資料を提供いただき、全職員に対し安全運転教育を実施しております。今後は、職員一丸となり、事故防止並びに安全教育を徹底してまいります。この度は、誠に申し訳ございませんでした。以上で報告を終わります。

○**今野委員長** ただ今の説明について、何か御質問はございますか。

○**海老原委員** 今の国体道路っていう話だったけど、大体場所はどの辺りなの。

○**檜山消防次長兼消防総務課長** 事故の場所につきましては、浅間台の橋でございますよね。あれより少し神立方面に向かいますと、信号のない、東台に右折できる場所がございます。そちらになります。

○**海老原委員** 角に日立土地って不動産屋がある所か。

○**檜山消防次長兼消防総務課長** その通りでございます。

○**篠塚委員** 消防車両には、ドライブレコーダーは付いているものはあるんですか。付いてないの。どうなんでしょう。

○**檜山消防次長兼消防総務課長** 現在、救急車と消防車両につきましては、ドライブレコーダーを設置してございます。

○**篠塚委員** このポンプ車も付いていたんですかね。

○**檜山消防次長兼消防総務課長** はい、付いてございました。

○**篠塚委員** 先ほど、警察の方から指導があった安全教育を徹底するという事だった

んですが、このドライブレコーダーのデータをですね、ぜひ安全教育に使っていただいて、大型車両の運転は、大変難しいところがあると思いますので、よろしく願いいたします。

○**檜山消防次長兼消防総務課長** 篠塚委員のおっしゃる通りですので、そちらの方を利用して、これからも安全教育を徹底してまいります。

○**島岡委員** これだと大体100対0の事故かなど。相手が50万ということは、結構後ろがべっこり。自社車両の修理はどうなっているんですか。

○**檜山消防次長兼消防総務課長** 自社車両につきましても消防車のフロント部分、バンパー等が**ゆがんだ**こともありまして、消防車の修理額としては75万3,000円ほど、保険適用にはなるんですが、こちらで修理してございます。

○**久松委員** 追突時はブレーキ踏んだんですか。踏んでなかったんですか。

○**檜山消防次長兼消防総務課長** 私どもも、先ほど篠塚委員がおっしゃられた通り、ドライブレコーダーでこちらの事故を確認しております。こちらに関しましては、ブレーキは当然踏んでいるんですが、消防車はかなり重量が重いということで、それを考慮したブレーキ操作の判断が遅れたというのが最大の原因だと思っております。

○**今野委員長** ほかに何か御質問はございませんか。

(「なし」という声あり)

○**今野委員長** 次に、資料②令和3年度秋季点検について、説明を願います。

○**本橋警防救急課長** 令和3年度秋季点検について、御報告いたします。今年度の秋季点検を下記のとおり実施いたします。今年度も昨年同様、新型コロナウイルス感染防止を考慮いたしまして、参加者、消防団員数を各分団4名以内に制限し、さらに、密を避けるために身体的距離2メートルの間隔を確保し、実施いたします。実施日時ですが、令和3年11月14日(日)8時30分からとなります。場所は、消防本部北側の屋外訓練場となります。その他といたしまして、新型コロナウイルス感染症の状況を鑑みまして、中止する場合がございますので、あらかじめ御了承お願いいたします。また、来賓といたしまして総務市民委員の皆様方には、後日案内状をお送りいたしますので、御出席のほどよろしく願います。警防救急課からは以上となります。

○**今野委員長** ただ今の説明について、何か御質問はございますか。

(「なし」という声あり)

○**今野委員長** そのほか、消防本部からございますか。

○**鈴木消防長** 特にございません。

○**今野委員長** 委員の皆様から執行部に何かございますか。

(「なし」という声あり)

○**今野委員長** それでは、消防本部の皆様は退席していただいて結構です。お疲れ様でした。ありがとうございました。

(消防本部退席)

(市長公室入室)

○**今野委員長** それでは、市長公室の案件について協議を行います。サイドブックス市

長公室資料に基づきまして、資料①ア令和3年度土浦市一般会計補正予算（第7回）（案）マイキーID設定支援事業について、執行部より説明を願います。

○佐々木政策企画課長 マイキーID設定支援事業につきまして、御説明をいたします。マイキーID設定支援事業につきましては、昨年度から、国におきまして、マイナンバーカードの普及促進を目的といたしまして、マイナンバーカードを取得し、マイキーIDを設定した方々を対象として、選択したキャッシュレス決済サービスで買物に使えるポイントを付与する、マイナポイント事業を進めているところでございます。この国の方針を受けまして、本市におきましても、国の10分の10の補助金を活用して、昨年7月から、会計年度任用職員を雇ってですね、本庁舎1階スペースに、マイキーID設定支援窓口を設けて、対応しているところでございます。資料の1の補正の理由を御覧いただきまして、今回の補正につきましては、このマイナポイント事業の受付期間が、現状の9月末から12月末まで、3か月間延長されることとなりましたことから、本市のマイキーID設定支援窓口についても12月末まで対応できるよう、3か月分の会計年度任用職員の人件費を計上させていただくものでございます。2の補正予算額を御覧いただきまして、まず箱の下段、歳出につきましては、延長となる10月1日から12月末までの3か月間分の会計年度任用職員3名の報酬、保険料など199万8,000円の計上でございまして、上の箱、歳入を御覧いただきまして、歳入につきましては、全額、国のマイナポイント事業費補助金を活用いたしたいというものでございます。説明につきましては、以上となります。

○今野委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございますか。

○久松委員 マイナンバーカードの申請状況はどうですか。

○佐々木政策企画課長 このマイナポイントが始まりまして、昨年度からマイナンバーカードの取得というのは結構伸びている状況でございます。今現在ですね、土浦市の交付と申請まで含めてですね、8月15日現在でございしますが、44.4パーセントでございまして。県全体ですとか全国的にはどうなのかといいますと、県平均が42.2パーセント、全国平均は45.1パーセントということで、全国平均よりは低い状況でございまして、県平均よりは若干上回っているような状況でございまして。以上でございまして。

○今野委員長 ほかに何か御質問はございませんか。

（「なし」という声あり）

○今野委員長 次に、資料①イ令和3年度土浦市一般会計補正予算（第7回）（案）財政調整基金について、執行部より説明を願います。

○山口財政課長 令和3年度一般会計補正予算第7回（案）財政調整基金への積み立てでございまして。1番の今回の積み立ての理由でございすけれども、決算上の剰余金につきましては、地方財政法の規定によりまして、2分の1以上の金額を積み立て、または繰上償還しなければならないとされているところでございまして。このようなことからですね、新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない中、今後の財政不足にも対応できるよう、今回はですね、実質収支の2分の1を財政調整基金へ積み立てるものでございます。積立金額につきましては、2番の補正予算額を御覧いただきたいと思っております。

表の下に、算定式がございます。こちらの算定式にもございますように、令和2年度の歳入から歳出を差し引いた形式収支からですね、令和3年度に繰り越した歳出予算に充当すべき金額を差し引きました実質収支の額は、12億9,406万9,000円となっております。この実質収支の2分の1の6億4,703万5,000円を、財政調整基金に積み立てるものがございます。なお、その上の表にもございますように、当初予算に1,000円を計上しておりますので、今回の補正金額は、6億4,703万4,000円となるものがございます。その下にですね、参考といたしまして、令和3年度の財政調整基金の予算上の推移を記載させていただいております。当初予算で1,000円を科目計上すると共に、財源不足を補うために、4億円の繰入れを計上。今回の9月の補正では、実質収支の2分の1の6億4,703万4,000円を積み立てる一方で、このほかの事業の補正予算の財源として、2,161万9,000円を繰り入れる予定でございます。財政調整基金全体の金額につきましては、3番を御覧いただきたいと思っております。現在額は、当初予算の歳入歳出を加味した金額でございます。今回の定例会において積立、取り崩しを行った後の合計金額は、68億4,265万7,000円となるものがございます。説明は以上でございます。

○今野委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございますか。

○篠塚委員 現在の財政調整基金額をいうと、いい数字にはなっているんですが、今度令和3年度から4年度にかけて、かなり税収が減ってきて、流用する所も出てくると思うんですけども。財政課としては、どのくらいの金額がイエローゾーン、レッドゾーンと見ているのか。大体の大枠で、今60数億、40億くらいか、30億切ったらレッドゾーンなのか。どのくらいの感覚で見えてらっしゃいますか。

○山口財政課長 なかなか金額でイエローゾーン、レッドゾーンを設定するのはちょっと難しいかなと考えているところですけども、今後ですね、市民税の方がですね、今法人税の方が減収しておりますけれども、個人の市民税の方に、減収となってくるというふうに予想しておりますので、今現在は、大規模事業が落ち着いているといいますか、さほどない状況ですので、割と均衡を保っておりますけれども、今後ですね、上大津地区の統合小学校ですとか、そういった事業が始まってまいりますと、これはかなり財政調整基金の方を繰り入れて、取り崩していかなくてはならないかなというふうに感じております。ただ40億、30億が妥当なのかと言われれば、それはちょっと数値的には難しい。今の金額は、それなりの金額を確保できているのではないかなというふうに財政課では考えています。

○今野委員長 ほかに何か御質問はございませんか。

(「なし」という声あり)

○今野委員長 次に、資料②令和2年度決算に係る健全化判断比率の報告について及び令和2年度決算に係る資金不足比率の報告について、一括して説明を願います。

○山口財政課長 資料の方なんですけれども、まず2ページをお願いいたします。この健全化判断比率は、左上にございますように、地方公共団体の財政の健全化に関する法律、いわゆる健全化法の規定によりまして、決算に基づき毎年作成をいたしまして、監

査委員の意見をいただき、議会に報告の上、公表をしているものでございます。左側の中ほどの表にありますように、指標は健全段階、早期健全化基準、財政再生基準に分類されまして、早期健全化基準を超えるとですね、財政健全化計画を策定し、改善努力を図ると。さらに、財政再生基準以上となりますと、財政再生計画を策定しまして、国等の関与により、健全化を図るということになってございます。指標につきましては、左下にもございますとおり、一般財源から公営事業会計、一部事務組合、公社、第3セクターまでを網羅した4種類の指標が対象となっているところでございます。まずはですね、2ページ、右側の①の実質赤字比率でございますけれども、実質赤字比率は、形式的には黒字であっても、翌年度の収入を繰上げていたり、支払いを翌年度に繰延べするなど、実質的に赤字である場合、一般会計における実質赤字が財政規模に対して、どれくらいの割合になっているかを示す指標でございます。その下の②の連結実質赤字比率は、先ほどの一般会計に特別会計、公営企業会計も加えて、実質赤字の割合を示したものでございます。本市では、①の実質赤字比率、②の連結赤字比率、いずれも赤字ではありませんでしたので、該当なしとなっているところでございます。3ページの方をお願いしたいと思います。③の実質公債費比率は、一般会計、特別会計、公営企業会計の地方債の償還金、すなわち、公債費や一般会計からの繰出金で公債費に充てられたもの等、実質の公債費の標準財政規模に対する割合を示すもので、こちらは数値が小さいほど優れておりまして、当市におきましては、上段の枠の白抜きにありますように、3年平均で4.1パーセントとなりまして、昨年度が4.8パーセントでしたので、0.7パーセント改善をしております。早期健全化基準は25パーセント、財政再生基準が35パーセントでありますので、いずれも下回っている状況だということでございます。またですね、単年度の指標では、中ほどの算定式にございますように、4.6パーセントとなりまして、昨年は3.8パーセントでしたので、こちらは0.8パーセント上がってしまっていると。単年度では悪化をしているという状況でございます。こちらは、大規模事業の償還が始まりまして、償還金が増加していることが要因だということでございます。一般会計の公債費のピークは、令和10年頃を見込んでおりますので、今後も実質公債費比率の指標は、悪化していくという可能性があるということでございます。4ページの方をお願いいたします。④の将来負担比率でございます。先ほどの実質公債費比率が、公債費の水準を計る指標であるのに対しまして、将来負担比率は、地方債の償還や、債務負担行為の額、それから、市が将来にわたって負担すべき職員全員の退職金、広域事務組合の公債費や公社等の負債など、将来の財政負担と考えられるものから、基金などの将来負担に対する財源として見込める歳入を差し引いた実質的な負担額が、標準財政規模に対してどれくらいの割合かを示すものでございまして、こちらも数値が小さいほど優れているということで、昨年は53.1パーセントでしたので、22.1ポイント下がりました、31.0ポイントとなっているという状況でございます。こちら、大きく改善した理由としましては、繰上償還を含めまして、借入額を償還額が上回っていることによる市債残高の減、それから、基金への積立てなどが主な要因となっているところでございます。しかしながらですね、地方債については類似団体や県内

他市町村と比較をいたしますと、残高が多いことから、将来世代に過度に負担をかけないような、持続可能な財政運営を心掛けてまいりたいと考えております。5ページをお願いいたします。資金不足比率は、健全化判断比率と同様に、健全化法によりまして、公営企業の資金不足の状況を表し、公表が定められているものでございます。真ん中の四角で囲ってあります下水道、農業集落排水、水道などの公営企業の単体の赤字の割合を示すもので、一番下に記載してございますように、いずれも資金不足を生じておりませんでしたので、資金不足比率は該当なしとなっております。本市の財政は健全化判断比率におきましては、健全であると判断されているところでございますが、先ほどお話をいたしましたように、将来負担比率におきましては、将来の施設更新費用ですとか、大規模修繕費用又は増加傾向にございます社会保障経費などは、勘案されていないということから、この健全化判断比率の指標の分析を基にですね、長期財政見通しですとか、この後説明をいたします、公会計における財務書類などを活用いたしまして、本市の財政状況を的確に把握をしまして、将来にわたり、持続可能な財政の運営を図ってまいりたいと考えているところでございます。説明は以上になります。

○**今野委員長** ただ今の説明について、何か御質問はございますか。

(「なし」という声あり)

○**今野委員長** 次に、資料③令和元年度一般会計継続費繰越計算書の訂正について、説明をお願いします。

○**山口財政課長** 令和元年度一般会計継続費繰越計算書の訂正についてでございます。令和2年6月の第2回定例会において報告をいたしました、令和元年度一般会計継続費の繰越計算書に誤りがありましたので、訂正の報告をするものでございます。2ページの方に正誤表の方を添付させていただいておりますので、そちらを使って説明をさせていただきます。いずれもですね、平成30年から令和2年度まで継続費を組んでおりました、汚泥再生処理センター及び学校給食センターの整備事業について、誤りがあったものでございます。上段が訂正前、下段が訂正後となっております。左からですね、款、項、事業名がございまして、その右側が各事業の継続費の総額となっております。その右側3列が令和元年度の継続費の予算現額、更にその右が令和元年度中の支出済額、支出見込み額となっております、予算現額から支出済額を引いたものが、令和元年度の残額となっているものでございます。まずここまで、令和元年度中の予算額と支出額に誤りがございました。令和元年度継続費予算現額中の予算計上額は、年割額を記載する欄、その右の前年度繰越額は、平成30年度からの繰越額を記載するものでございますが、学校給食センター再整備事業につきまして、平成30年度からの繰越額5,244万2,100円がですね、この前年度繰越額の欄への計上が漏れてしまったもので、その結果、右隣の計の欄にも誤りが生じてしまいました。また支出済額の欄にも同様に、同じ金額の計上が漏れてしまったことから、予算額から支出額を引いた残額には、結果として影響がなかったというものでございます。令和元年度の予算額と支出額双方に平成30年度からの繰越分5,244万2,100円が抜けてしまったというものでございます。続きまして、表の右半分から右側でございますけれども、令和元年度

の残額は、翌年度逓次繰越額としまして、令和2年度へ繰越されますので、同額が記載をされているところでございます。翌年度逓次繰越額は、令和2年度への繰越額でございますので、その右側4列がその財源の内訳となっております。財源内訳の中の繰越金、こちらは令和元年度中に既に収入された金額を記載する欄でございます。その右側の特定財源の欄は、令和2年度に入る収入予定の財源の欄となっているという表でございます。令和2年度収入予定とした、汚泥再生処理センターの国庫支出金の1億3,016万5,000円と、学校給食センターの地方債の一部、1,570万円につきましては、実際は、令和元年度中に収入済みでありまして、本来は繰越金の欄に計上すべきものでしたが、誤って令和2年度の収入予定の財源欄に計上をしてしまったというものでございます。今回、継続費の逓次繰越計算書の中で、この2つの誤りが生じてしまいました。今回の原因は、継続費の逓次繰越に関する理解不足と、単純なミスが重なって生じたものでございまして、大変申し訳ございませんでした。1ページにお戻りいただけますでしょうか。2番のですね、訂正等の対応についてでございます。ただ今説明をいたしました継続費の繰越計算書の訂正につきましては、9月の定例会において報告案件として提出をさせていただきます。またですね、繰越計算書の誤り、特に令和2年度への逓次繰越額の財源内訳の誤りに伴いまして、令和元年度から翌年度へ繰越すべき財源と令和元年度の実質収支にも誤りが生じてしまいました。この影響によりまして、令和元年度の決算書に付属する資料となります会計別歳入歳出予算総括表、実質収支に関する調書、主要施策の成果説明書にも誤りが生じてしまったことから、併せて訂正をするものでございます。恐れ入りますけれども、4ページを御覧いただけますでしょうか。こちらはですね、実質収支に関する調書でございます。4番の翌年度へ繰り越すべき財源欄の(1)継続費の逓次繰越額が、先ほどの繰越計算書と連動してくる所でございます。令和元年度に既に収入済みで、翌年度へ繰越すべき財源に計上すべき額、1億4,586万5,000円を令和2年度に収入予定としてしまいまして、この欄への計上から漏れているということでございます。これによりまして、3番の歳入歳出差引額、こちらの形式収支ですね、こちらから4番の翌年度へ繰越すべき財源を差し引いた5番の実質収支額にも誤りが生じてしまったというものでございます。この実質収支に関する調書は、ほかの資料にも引用されていることから、3ページにございます会計別歳入歳出決算総括表、5ページ、6ページの主要施策の成果説明書につきましても、併せて訂正をさせていただきたいというものでございます。なおですね、認定をいただきました令和元年度の決算自体には訂正はございませんでしたので、こちらの実質収支に関する調書の訂正につきましては、改めて全員協議会で説明、報告をさせていただきたいと思っております。今回の件はですね、繰越計算書の間違いに端を発しまして、各資料に影響が及んでしまったというものでございます。今後はですね、繰越計算書をはじめといたしまして、財務関係書類全般に対して知識を深めると共に、より一層のチェック体制の強化に努めまして、今後このような間違いがないよう、十分気を付けてまいりたいと思っております。誠に申し訳ございませんでした。説明は以上でございます。

○今野委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございますか。

○篠塚委員 今回の件は、誰が発見したの。これは。

○山口財政課長 こちらはですね、財政課の方で令和2年度の決算について、今度決算を報告させていただきますけれども、それを計算している途中で、予算額と支出済額とが合っていないということに気が付きまして、通常合わないということは考えられないものですから、財務会計を積上げた部分については、誤りがないということはすぐ分かったので、では何が誤りかということを丁寧に見ていったところ、繰越計算書に誤りがあったということが発見されたということでございます。

○篠塚委員 我々も認定していて全然気づかなかったというのは、責任もあるんだと思うんですけども。非常に難しい所だと思うんで。分かりました。

○海老原委員 今回の防止策ということなんだけれど。システムでね、自動的に入るようにはできると思うんだけど、その点はいかがでしょう。

○山口財政課長 歳出の金額と歳入の金額というのは、財務システムの伝票の積上げということで、こちらは伝票を間違えない限りは、合計額というものは間違えようがないというものでございまして、こちらの繰越計算書は財務システムの外で実は計算を行っているものでございまして、エクセルで管理をしていて、その分を足したり引いたりするという作業を財政課の方でしているということでございまして、連動がしていないと、現在は連動していないというところでございます。今後ですね、こちらの財務システムを委託しております茨城計算センターの方にですね、茨城計算センターでは他市町村の分のこういった財務会計処理システムの委託を受けておりますから、参考としてそういう連動ができないのか、こちらの方は確認させていただいて、オートマチックにできるものはなるべく人間の手を介さないでオートマチックにやっていきたいというふうに考えております。

○海老原委員 はい。ぜひお願いします。

○今野委員長 ほかに何か御質問はございませんか。

(「なし」という声あり)

○今野委員長 次に、資料④、⑤令和2年度土浦市の財務書類について、説明をお願いいたします。

○山口財政課長 資料の方はですね、⑤の令和2年度決算土浦市財務書類分析要約についてをお開きください。財務書類につきましましては、2つほど資料の方を添付させていただいておりまして、④の方が本編、⑤の方が要約となっております。今回は要約版の方を使って、説明の方をさせていただきたいと思しますので、⑤の方をお願いをしたいと思います。お開きいただきまして、2ページから4ページは財務書類の特徴ですとか、経緯の方が記載されております。これまで何度か財務書類につきまして説明させていただいておりますので、今回はその辺は割愛させていただきまして、5ページをお願いをしたいと思います。2番の日々仕訳の導入による財務書類の早期作成でございます。執行管理システムを改修いたしまして、令和2年度から伝票起票時に仕訳を行う日々仕訳の機能を搭載したことによりまして、財務書類の早期作成を実現をいたしまして、この時期9月に決算と同時に公表することができるようになったというものでございます。

なんとか作成公表の時期を早めることができましたので、今後予算編成等への活用を検討してまいりたいと考えているところでございます。ではですね、具体的な財務書類の4表について、説明をさせていただきます。6ページの方をお願いいたします。財務書類につきましては、貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書、この4つをもって財務4表と呼ばれているもので、公共用地先行取得事業、それから特別会計を含めた一般会計等に特別会計、公営企業会計を合わせた全体会計、さらに、一部事務組合や外部団体を含めた連結会計、この3つの会計それぞれに作成をしているものでございます。まず1つ目が貸借対照表でございます。こちらは、バランスシートと呼ばれているものでございまして、資金や公共施設、インフラなどの資産と借入金や将来の職員の退職金などの負債の状況を明らかにするものでございます。具体的には資産、負債、純資産の残高及び内訳を明らかにするもので、年度末において将来世代に引き継ぐ資産がどれだけあって、また、将来世代が負担する負債額がどれだけあるのかが分かるというものでございます。更には資産と負債の差額でございます純資産については、これまでの世代が負担して支払いが済んだ正味の資産ということでございまして、世代間の負担の構成が分かるというものでございます。ここでは、一般会計等の分について説明をさせていただきます。左上の固定資産につきましては、表記のとおり公共施設やインフラ、特定目的基金などでございます。7ページに固定資産の明細を添付してございまして、経年の金額や増減金額、右端に増減要因を記載してございますけれども、学校給食センターや汚泥再生処理センターなど、事業用資産が増加をしたものの、インフラ資産におきまして、減価償却による価値の減少分が取得分を上回ったため、全体として前年度比で1,200万円ほど減少いたしました。6ページにお戻りをいただけますでしょうか。先ほどの固定資産の下の流動資産は、財政調整基金の増などによりまして、2億600万円の増加。固定資産と流動資産を足した資産合計は、1億9,400万円の増ということになりました。一方で、右上の負債は将来世代の負担となるもので、地方債や退職引当金等の将来見込まれる費用でございまして、こちらは808億900万円となりまして、14億2,800万円の減少となっているものでございます。要因はですね、地方債について繰上償還を含めまして、地方債を発行する以上に償還をしているということで、総額が減少しているということでございます。資産合計から負債を差し引いた純資産、現世代までが既に負担して支払いが済んでいる正味の資産は、16億2,200万円の増加となっているものでございます。8ページの方をお願いいたします。続きまして、行政コスト計算書でございます。行政コスト計算書は、貸借対照表に対しまして、福祉や教育などのサービスの提供など、資産形成につながらない経常的な行政活動に伴うコスト、受益者からの収入など不労情報を表示するものでございまして、費用と収益という観点から見た行政コストを明らかにするものでございまして、民間企業の損益計算書にあたるものでございます。9ページの方を先に御覧いただきたいと思っております。主な経常費用と経常収益の経年比較でございます。行政サービス提供にかかったコストとしての人件費は、職員給与は減少傾向、令和2年はコロナの影響によるイベント中止などによりまして、手当の方も減少しているというものでございます。

物件費等では、新型コロナウイルス感染症対策のための消耗品や、給食センターの厨房機器等の購入によりまして、物件費が増加をいたしまして、全体では6億1,500万円の増となっております。移転費用では、特別定額給付金を給付したことによりまして、補助金等が大幅に増加いたしまして、移転費用全体では、147億6,900万円の増となったところでございます。経常収益は、行政サービス提供の対価として得られる使用料、手数料などでございまして、令和2年度はコロナの影響によりまして、施設の使用料などが減少しておりまして、全体では3億8,200万円の減少となっているところでございます。8ページにお戻りをいただきまして、経常費用から経常収益を差し引いたコスト、つまりは行政サービス提供の直接的な対価で賄いきれなかった分が、最終的に純行政コストとなりまして、こちらは587億3,800万円、昨年度と比較しまして158億400万円の増加となっているものでございます。増加の要因は、先ほども申し上げましたように、特別定額給付金やコロナに伴う給付費が大幅に増加しているというものでございます。10ページの方をお願いをいたします。続きまして、純資産変動計算書でございます。純資産、資産と負債の差額がどのように変化したのか表示しておりまして、貸借対照表の令和2年度中の純資産の変動要因を明らかにしているものでございます。具体的には、右上に記載してございますように、当年度の行政コストが当年度の財源によって賄われているかどうかを表しているものでございます。その中ほどの行政サービスにかかるコスト、純行政コスト587億3,800万円を賄う財源として、税収等や交付税、国県等補助金などの収入、603億5,800万円がございまして、この差額16億2,000万円が純資産として増加をしたというものでございます。寄付や調査判明による資産の増加を含めると、純資産の変動額は、16億2,200万円の増加となっているものでございます。続きまして、11ページの方をお願いをいたします。資金収支計算書でございます。資金収支計算書は、いわゆるキャッシュフローと言われているもので、資金の流れを区分別に明らかにするものでございます。この指標からは、基礎的財政収支、いわゆるプライマリーバランスと言われているものですが、こちらを算出することができるものでございます。プライマリーバランスとは、歳入歳出から地方債の借入れと償還を差し引いた収支のバランスと言われているものでございます。図を御覧いただきたいと思っております。上が収入、下が支出のグラフとなっております。中ほどにですね、区分別収支の説明がございまして、こちら業務活動収支は、経常的な行政活動で収入は税収だと。支出は投資、財務活動以外の各行政サービス。投資活動収支は、資産の増減を伴う収支で、収入は公共施設整備等に対する国庫支出金など。支出は公共施設、公用施設整備と。財務活動収支の収入は地方債の収入、支出はその償還となっております。縦の赤い破線で区切られた左側の業務収支、投資活動収支が、プライマリーバランスと言われているもので、令和2年度は24億1,100万円のプラスとなったというものでございます。ここから言えることは、業務活動収支の黒字分を投資活動収支に充当いたしまして、更には地方債の償還に充当したというふうなことでございます。12ページからがですね、指標による分析というものでございます。こちら5つの視点によって類似団体との比較や経年

比較の分析を行っているものでございます。抜粋して主なものについて、説明をさせていただきたいと思っております。まずは13ページをお願いいたします。資産の状況でございますけれども、②の有形固定資産減価償却率でございますが、有形固定資産のうち、建物などの償却資産について、取得価格に対して価値の減少がどれだけ進んでいるのかを表しているものでございます。この比率が高いほど、施設の老朽化の程度が高いと言えるものでございます。この比率が低いほどいいというわけでございますけれども、一般会計等では53.6パーセントと前年度と比べると1.1パーセント増加しております。これを固定資産の所でお話ししましたとおり、給食センターや汚泥再生処理センター整備などの大規模な資産形成でございましたが、減価償却による価値の減少分が取得分を上回ったためでございます。しかしながらですね、近年公共施設の更新を積極的に行ってきたことによりまして、総務省が公表している平成30年度の類似団体の平均値、こちら2年前の指標となっておりますけれども、こちらと比較すると低い水準にございまして、施設全体の老朽化の程度は、全体では低く抑えられているということでございます。続きまして、14ページの資産と負債の比率でございます。③の純資産比率は、純資産合計を資産合計で除したのですが、純資産のうち現役世代までが負担した返済義務のない純資産が、どれくらいの割合であるかを表しております。すなわち、総資産のうち、借入などの負債ではない純資産と言われる固定資産や現金預金などがどれくらいあるかというもので、この比率が高いほど、財政状況が健全であると言われております。一般会計では55.8パーセントとなっております。これを過去及び現役世代が負担しているというものでございます。前年度と比較しますと、0.8パーセント、若干ではありますが、改善しております。しかしながら、類似団体平均の72.0パーセントと比べて低い水準となっているということでございます。④の将来世代負担比率は、資産に対する地方債の割合でございまして、社会資本整備のために将来償還が必要な地方債でどれだけ負担しているかを算出して、社会資本等の形成にかかる将来世代の負担比重を表しているものでございます。こちらは比重が高い、比率が高いほど、将来世代の負担が大きいというもので、令和2年度は29.9パーセント、0.5パーセントほど改善いたしました。類似団体平均値の13.8パーセントと比較すると、高い水準となっている。これは近年大規模事業を推進してまいりましたので、その財源として地方債の借入が増加したというのが原因と考えられております。15ページをお願いいたします。負債の状況でございます。⑤の基礎的財政収支、プライマリーバランスは、先ほどもお話ししたとおりとなっております。中ほどの分析例にもありますとおり、業務活動収支の黒字分を投資活動収支に充当しまして、更には地方債の償還に充当しているというようなものでございまして、現在はバランス良く財政運営が行われているのではないかと考えてございます。しかしながら、過去、表にはございませんが、平成29年度には大規模事業に集中的に投資した結果、大きなマイナスとなったこととございまして、今後公共投資が増加すれば、プライマリーバランスもマイナスとなるという可能性が出てくるというものでございます。最後に16ページをお願いいたします。⑥の住民一人当たりの行政コストは、各行政コストを住民基本台帳人口で除し

たもので、行政コストを住民一人当たりで算定することによりまして、当初の行政サービスをどれだけのコストで実現したかということと比較することができるものでございます。令和2年度はですね、コロナの影響で定額給付金等の補助金等が大幅に増加していることから、こちら経年との比較やコロナ前の類似団体との比較は、大変難しい状況となっているものでございます。以上がですね、財務書類や指標分析についての説明でございます。最後にですね、財務書類の作成によりまして、経年比較や類似団体との比較分析を行えるようになったわけでございますけれども、令和2年度はですね、新型コロナウイルスの影響によりまして、決算総額が膨らんだ結果、指標分析にも大きな影響が出ているということでございます。そのような中ですね、繰り返しにはなりますけれども、本市においては近年の大規模事業への投資によりまして、施設の老朽化の度合いは類似団体と比べて低い水準にある一方で、公共投資の財源は地方債で賄われているということがございますので、将来世代の負担が重いという状況になってございます。また、改修が済んでいない古い公共施設も数多く残されておりますことから、公共投資と公債残高のバランスを考慮しまして、公債、地方債に過度に依存しない、将来世代の負担が重くならないような安定的な財政運営が求められているものと思っております。説明は以上で終わります。

○**今野委員長** ただ今の説明について、何か御質問はございますか。

(「なし」という声あり)

○**今野委員長** そのほか、何か市長公室からございますか。

○**佐々木政策企画課長** 臨時交付金を活用いたしましたテレビ会議システムについて、御説明いたします。一応本格導入はですね、10月上旬を目指しているところでございますが、その前にですね、どういったシステムなのかといったことを委員の皆様にご覧いただくために、本日機器を御用意したところでございます。テレビ会議システムですね、2種類ございます。まず呼出し用ということでですね、5つの支所、出張所や地区公民館、そのほか、こども政策課、保育課、水道課、健康増進課、計17施設に設置予定です。お手元の資料裏面につけさせていただきましたが、そちらがですね、実際市民の方が使う呼出し用のシステムでございます。先ほど申し上げました17施設に、この40インチのモニターと書画カメラを設置いたします。市民の方が、申請書で書き方が分からないといった時にですね、この書画カメラに申請書を置くと、こちらのカメラで撮影いたしまして、本庁舎の職員と画面でですね、この書類を共有することができます。例えば、書類の書き方が分からない部分に丸を付けていただくと、職員が画面を見ながらどういった書き方をするのかをお伝えすることができるというものでございます。また、市民側にございますシステムには、プリンタも付けております。何かしら情報を知りたいんだといった場合に、本庁舎の職員がですね、その市民の足元にあるプリンタに情報を出すことができるものでございます。セットとしては、このモニターと書画カメラ、プリンタ、あとヘッドフォン付きのマイクですか。そちらで対応するということとなります。基本的に支所等ではですね、パーテーションで区切るようなイメージで、今進めているところでございます。市民側のモニターにつきましては、なるべく操作が

簡単になるように、タッチパネルでやっているところでございます。一方、本庁舎側につきましては、この27インチのモニターとパソコンが連動しております。これが、基本的に本庁舎の1階、2階の窓口がある課については、1課につき1つのシステムを置くようなイメージです。3階以降については、2課もしくは3課に1台置くと。そのほか、教育委員会、保育課、水道課、健康増進課にも、このシステムを置くといったところでございます。使い方でございますが、市民の方が情報を知りたい課のボタンを画面上で押すとですね、担当課の方で呼び出し音が鳴って、担当者が出て、相談を受けるというものでございます。市民の方が何か欲しいといった場合は、パソコンとも連動しておりますので、このプリンタで出すことができます。また、市民の方が持ってきた書類をこの書画カメラで写して、この画面で共有しながらですね、職員が丁寧に教えることができます。今支所でお預かりサービスというのをやっています。申請等々、今までは中身を一切確認しないで、これをどこかの課に出してくれという話でございましたが、実際は、このやり取りでですね、ある程度完結したものを支所が受けるという形もですね、できるといったものでございます。もう1つですね、このシステム導入に関して、違う利用方法も検討したところがございます。この流れでですね、テレビ会議システムはやりやすけれども、実際にですね、この画面、庁議室に大きい画面がございます。それを活用いたしまして、今コロナ禍で、なかなか会議が開けない状況でございますが、例えば、本庁舎で執行部が集まって、審議会の委員さんには最寄りの公民館に行ってもらってですね、オンラインで会議をするという活用もできるシステムとなっております。説明は以上でございます。

○今野委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございますか。

(「なし」という声あり)

○今野委員長 では私の方から1つ。これは、市民の方が呼出した課が、担当が違った場合、本庁舎の中で回してもらおうということ是可以のできるのでしょうか。

○佐々木政策企画課長 このシステムは、17課一斉に呼び出すことができます。今、委員長からございました、ほかの課が担当であったという場合はですね、受けた職員が市民に説明をした上で、回すイメージです。もしくは、どちらの課にも関係する内容の場合には、もう1つの課を呼出して、画面に2課が出てくるというイメージです。

○海老原委員 システムは外部委託ですか。故障した場合は、市の職員が対応するのかな。

○佐々木政策企画課長 故障した場合は、予備機も1セット持っています。

○海老原委員 支所で故障した場合は、外部委託ですか。

○佐々木政策企画課長 故障した場合は、市の職員が対応するというような形となっております。

○久松委員 システムを設置する場所の一覧で、呼出し用(市民側)の機器設置一覧に書いてあるんだけど、本庁舎から保健センターまで、庁舎内にあるというのはどういう意味なの。

○佐々木政策企画課長 今回、機構改革で子ども政策課と保育課が分かれましてけれど

も、かなり連携しなければならない課であります。それが今、本庁舎1階とウララにあるということで、例えば、市民の方が本庁舎1階の子ども政策課に来て、保育課に用事があるんだという場合、わざわざ行かなくてもこのシステムを使って対応ができるということでございます。

○久松委員 例えば、水道課に訪れた市民が、窓口でやり取りして、本庁舎の別の所管の部署に問い合わせをしなければならないという問題が起きた時に、これを活用すればいいということですね。

○佐々木政策企画課長 そうですね。今度は市民側のシステムを使って、本庁舎につなぐと。

○篠塚委員 応答用の担当職員は、各課で時間帯で決めて受けるようにするんですか。ローテーションとか決めて。

○佐々木政策企画課長 今から各課にお願いしようと思うんですけども、基本的には窓口より少し離れた所で、実際は課長ですとか、ポスト係長の脇辺りに置くケースが多いといったことで。実際動いてみないと分からない部分ではございますが、頻繁に鳴るようであれば、ローテーションを組んでもらうですとか、それは各課に任せようと思っております。

○篠塚委員 いつ鳴るか分からないよね。突然鳴るかもしれないし。ただ、呼出しされていて応答がないと、イライラしちゃったりするのもあるだろうし、その辺は運用してみないと分からないかな。

○佐々木政策企画課長 まずやってみてというところだと思います。

○久松委員 これ、各課に置いてあるわけでしょう。担当職員が決められて、カバーしているということですか。

○佐々木政策企画課長 受け手の方は、近くにいる職員が受けるということでもまず始めてみようとおそらく、頻繁にかかってくる課とそうでもない課というのが出てくると思いますので、頻繁にかかってくる課は、その次のステップです、ローテーションですとか、そういう体制をとっていただければと考えております。また、今回は我々の方でこのシステムを置く場所を決めましたが、実際はこの庁舎内であれば無線ネットワークを使ってやっておりますので、電源さえあればどこでも運べるシステムとなっております。ですので、その状況を見ながら今2、3課に1台置いてある所もですね、ほかの課から持ってきて、そちらに置くですとか、そういうことをやりながら考えていければと思っております。

○吉田(千)委員 このシステムの近くの職員の方が対応するということなんですが、呼出しの音というのは、すぐキャッチできる、いわゆる電話の音みたいなものでしょうか。

○佐々木政策企画課長 職員の方は、電話の音のようなベルが鳴ります。

○久松委員 県内の自治体で、このシステムを取り入れている所はありますか。

○佐々木政策企画課長 今年、結城市で5台くらい導入するような話はございましたけれども、これだけ大規模に導入するというのは、全国で初めてでございます。

○久松委員 このシステムは、予算総額どれくらいでしたか。

○佐々木政策企画課長 入札金額では、2,200万円です。

○海老原委員 これ、テレビ会議システムが使える時間というのは、9時から17時なの。

○佐々木政策企画課長 通常の8時半から17時15分でございます。

○吉田(博)副委員長 これは民間では、もう10年以上前にやっているよな。俺、使ったことあるよ。住宅を買う時に、銀行と契約をする時に、銀行が福井県の方にあって、これで契約交わしたの。

○今野委員長 実際、運用してみないと分からないんでしょうけど、今の説明を聞くと、市の職員の方たちの負担が、現在よりも、もしかしたら少し増えるのかなという気がしてしまいましたが、その辺はどのようにお考えなんですか。

○佐々木政策企画課長 負担は、おそらく増えるだろうと思います。ただ、一方で、先ほど言いましたとおり、支所便ということで、月、水、金ですか、支所に書類を届けたり、支所から書類を受けたりしております。その書類に対しては、全くノーチェックで上がってくるものですから、書類が担当部署に届いてからチェックをして、例えば携帯電話に電話して、不備についてお伝えしている状況でございますので、このシステムを使用することで、タイムリーに修正したものを受けることができるというですね、それで負担がどうなるのかということは、やってみないとちょっと分からないところがございますが、そういったところで軽減されるといいなと思っております。

○今野委員長 そうですね。なるべく負担が増えないような方がよろしいかと思えます。

○久松委員 支所で書類を受け取って、自宅に戻って書類に書き込んで、また支所に持ってきて、このシステムを使って、書類の確認をお願いしますと出すと。

○佐々木政策企画課長 担当部署を呼出して、中身をチェックをしてもらえば、それで完結すると。

○久松委員 ああ、そうか。そこで受け付けてくれるわけですね。

○佐々木政策企画課長 そうですね、支所でお預かりして。

○久松委員 そうすると、市役所の窓口に行かなくて済むということだね。

○佐々木政策企画課長 基本的にはそういう形ですね。

○今野委員長 ほかに何か御質問はございませんか。

(「なし」という声あり)

○今野委員長 委員の皆様から執行部に何かございますか。

(「なし」という声あり)

○今野委員長 それでは、市長公室の皆様は退席していただいて結構です。お疲れ様でした。ありがとうございました。消毒、換気のため、暫時休憩いたします。11時30分から再開いたします。

(市長公室退席)

(総務部入室)

(1 1 時 2 0 分休憩)

(1 1 時 3 0 分再開)

○**今野委員長** 続きまして、総務部の案件について協議を行います。サイドブックス総務部資料に基づきまして、資料①土浦市個人情報保護条例等の一部改正(案)について、執行部より説明を願います。

○**真家総務課長** 土浦市個人情報保護条例及び土浦市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正(案)について、御説明いたします。まず、1番の改正理由でございますが、デジタル庁設置法及びデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の制定によりまして、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法の一部が改正されたことに伴いまして、関連する本市の2つの条例の一部を改正するものでございます。続きまして、2番の改正内容でございます。まず(1)の土浦市個人情報保護条例についての改正点は、2点ございます。まず、1つ目といたしまして、アでございます。デジタル庁設置法の制定によりまして、情報提供ネットワークシステム、こちらは、マイナンバーを使って、行政機関が保有する税情報や住民票情報などを他の行政機関がオンラインで照会することができるシステムでございますが、その所管が、これまでは総務省であったものが、内閣直轄のデジタル庁に変更されたものでございます。これに伴いまして、条例で定められておりますマイナンバーが含まれる個人情報である、特定個人情報を訂正した場合の通知先が、これまでの総務大臣から内閣総理大臣に改められるものでございます。次に、2つ目、イでございます。こちらは、番号法の第19条に、第4号として新たな号が追加されることに伴いまして、第5号以下が1号ずつ繰り下げられたことに伴いまして、条例第23条第2項で引用している第19条第7号が第19条第8号に、同条第8号を同条第9号に、それぞれ改められるものでございます。続きまして、(2)の土浦市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例についての改正内容について、御説明いたします。3点ございます。なお、条例名に含まれております個人番号というのは、いわゆるマイナンバーのことでございます。まず、1つ目、アといたしまして、個人情報保護条例と同様に、番号法第19条における号の繰り下げに伴いまして、条例第1条及び第5条第1項で引用している第19条第10号が、第19条第11号に改められるものでございます。続きまして、2つ目、イといたしましては、別表第2の一部改正でございます。こちらは、特定個人情報を利用することができる事務といたしまして、別表第2の5の項において、国民健康保険法による保険給付の支給、保険税の徴収又は保健事業の実施に関する事務を定めておりました。また、この事務の具体的な内容といたしましては、条例から委任された条例施行規則の定めによりまして、国民健康保険税の資産割額の算定事務が該当しておりました。しかし、国民健康保険税の資産割につきましては、平成28年度に廃止されておりました。所管課でございます国保年金課に確認したところ、現時点で、新たに特定個人情報を利用する事務が予定されていないとのことでしたので、

別表第2の5の項を削除するものでございます。また、この削除に伴いまして、同表の6の項以下の項を繰り上げると共に、今回削除する5の項で定義しておりました地方税関係情報の用語の定義規定を、繰上げ後の10の項に移動するものでございます。最後に3つ目、ウといたしまして、別表第2における文言の整理を行うものでございます。3番の条例の施行日でございますが、番号法が令和3年9月1日に施行されましたことから、いずれの条例につきましても、公布の日から施行するものでございます。説明は、以上でございます。

○**今野委員長** ただ今の説明について、何か御質問はございますか。

(「なし」という声あり)

○**今野委員長** 次に、資料②財産の取得について(水槽付き消防ポンプ自動車購入)について、説明を願います。

○**秋山管財課長** 財産の取得について、御説明いたします。こちらの案件は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条に該当する案件でございます。財産取得については、2,000万円以上のものが該当いたします。今回は、消防本部総務課からの案件で、水槽付き消防ポンプ自動車を購入するにあたり、購入価格が2,000万円を超えることから、議会の議決をお願いするものでございます。本日は、消防総務課の檜山次長が同席しております。サイドブックスの1ページを御覧ください。今回購入する財産は、水槽付き消防ポンプ自動車の購入になります。契約金額は、税込で6,499万9,000円。契約予定の相手は、日本機械工業株式会社。契約の方法は、随意契約になります。2ページをお開けください。3番納入期限といたしまして、令和4年3月18日まで。7番目的といたしまして、平成14年度に、土浦消防署に配備した消防ポンプ車が、老朽化により著しく性能低下のため、更新することにより、消防力の維持・向上を図るものでございます。また財源といたしまして、8番補助、防衛省の霞ヶ浦飛行場周辺消防施設設置助成事業を充てます。3ページをお開けください。今回購入車両の概要についての記載がございます。8,000リットルの水を積載できる車両で、土浦消防署に配置いたします。5ページの入札(見積)調書兼仮契約締結伺いをお開けください。今回の水槽付き消防ポンプ自動車につきましては、特殊車両のため製造元が限られていることから、車両と艀装込みで対応可能な7者により8月3日(火)に指名競争入札を行いました。予定価格を上回ったことから、11日(水)に再度指名競争入札を行いました。しかしながら、それでも予定価格を上回ったため、最低価格提示額の業者と見積もり合わせを実施し、12日(木)に仮契約を行いました。中段に記載がございますように、応札の結果、日本機械工業株式会社が契約の相手方となったものでございます。契約方法といたしましては、地方自治法施行令167条の2第1項にございます、随意契約8号にあたる、競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないときに該当いたしますことから、契約方法は、随意契約となっております。不落札による随意契約予定価格は、左下にありますように、税抜で5,909万9,000円、落札率については、100パーセントという結果でございました。3ページと4ページに戻っていただきまして、今回購入するポンプ

自動車の形状、性能、それから、搭載されている主要装備品についての記載がございます。排気量は、約8,860cc、ディーゼルエンジンで乗車人員は6名、さらに、4輪駆動方式で、装備としまして、2段バランスタービンで、無給油式の真空ポンプを搭載した車両でございます。主要装備としまして、8,000リットルの水槽、電動吸巻取り装置、放水銃等を装備したポンプ車でございます。なお、納入期限は、令和4年3月18日までとなっております。財産の取得についての説明は、以上でございます。よろしく願いいたします。

○今野委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございますか。

○篠塚委員 最初、予定価格に合わなかったということなんですが、予定価格はどういうふうを設定したんですか。

○秋山管財課長 こちらにつきましては、業者の方から見積もりをいただいております。ただ、見積もりをいただいたのが、昨年度だったものですから、それから幾分金額が上がったのかなとは思いますが。そのために、2回の入札を行いました。予定価格に達しない、オーバーしたというのが現状だと思います。

○篠塚委員 200万円ほど下げたいただいたのは、不調になったら大変だったとは思いますが、金額は難しいとは思いますが、見積もり取った時と時期が変わっちゃうと難しいと思うんですが。不調にならないように、こういう大事なものに関しては、すんなりいくようによろしくお願いします。

○秋山管財課長 申し訳ございませんでした。

○島岡委員 この車、スタッドレスタイヤは別に発注したんですか。

○檜山消防次長兼消防総務課長 こちらは、仕様書の中で、スタッドレス込みとなっております。

○島岡委員 エネオスなどの12キロ、14キロのローリー車は、夏冬兼用のスタッドレスタイヤを付けるんですよ。そうすると、取替え作業とか、2セット持つ費用がないんです。そういうものも参考にいただければ、費用的には、1セットあたり相当な金額ですから。

○檜山消防次長兼消防総務課長 御意見、参考にさせていただきます。

○今野委員長 ほかに何か御質問はございませんか。

(「なし」という声あり)

○今野委員長 では、私の方から1点。8,000リットルの水という記載がございますが、これはどのくらいの時間が持つのか、もしくは、家1件に対して、どのくらい有効なのかという試算を教えてください。

○檜山消防次長兼消防総務課長 通常我々が使用しているタンク車というのが、2,000リットルのタンク車でして、ホースの本数とか圧力によるんですが、大体2,000リットルで4,5分程度は、火災防御ができるような計算になっております。この8,000リットルのタンクと申しますのは、水利の不足場所がどうしてもありますので、水利部署の間、休憩とかつなぐのに使うための主な車両です。それと、中高層建物で、連結送水管を使用する場合なども大量の水を必要になりますので、こういう車両を使っ

て活動を行っている状況でございます。

○今野委員長 ほかに何か御質問はございませんか。

(「なし」という声あり)

○今野委員長 次に、資料③財産の取得について（災害対応特殊消防ポンプ自動車購入）について、説明を願います。

○秋山管財課長 財産の取得について、御説明いたします。今回御説明いたします案件も、同じく、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条に該当する案件でございます。こちら、消防本部総務課からの案件で、災害対応特殊消防ポンプ自動車を購入するにあたり、購入価格が2,000万円を超えることから、議会の議決をお願いするものでございます。サイドブックの1ページを御覧ください。今回購入する財産は、災害対応特殊消防ポンプ自動車の購入になります。契約金額は、税込で3,899万5,000円。契約予定の相手は、ジーエムいちはら工業株式会社。契約の方法は、随意契約になります。2ページをお開けください。3番納入期限といたしまして、令和4年3月11日まで。7番目的としまして、平成14年度に、神立消防署に配備した消防ポンプ車が、老朽化により著しく性能低下のため、更新することにより、消防力の維持・向上を図るものでございます。また、財源といたしまして、8番補助、総務省消防庁の緊急消防援助隊設備整備費を充てます。3ページをお開けください。今回購入車両の概要について記載がございます。緊急消防援助隊として登録要件を満たした車両で、神立消防署に配置いたします。5ページの入札（見積）調書兼仮契約締結伺いをお開けください。今回の災害対応特殊消防ポンプ自動車につきましては、特殊車両のため製造元が限られていることから、車両と艀装込みで対応可能な7者により6月4日（金）に指名競争入札を行いました。しかしながら、それでも予定価格を上回ったことから11日（金）に再度指名競争入札を行いました。しかしながら、それでも予定価格を上回ったため、最低価格提示額の業者と見積もり合わせを実施し、15日（火）に仮契約を行いました。中段に記載がございますように、応札の結果、ジーエムいちはら工業株式会社、契約の相手方となったものでございます。契約の方法としましては、地方自治法施行令167条の2第1項にございます、随意契約8号にあたる、競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないときに該当いたしますことから、契約方法は、随意契約となっております。不落札による随意契約予定価格は、左下にありますように、税抜で3,545万4,000円。落札率については、99.99パーセントという結果でございました。先ほど篠塚委員からお話にありましたが、予定価格につきましては、昨年度見積書をいただきましたが、こちらにつきましても車両の方が、今年度新しい車両になるということで、見積もりの額を超えてしまいました。そのために、このような形になった次第です。3ページ、4ページに戻っていただきまして、今回購入するポンプ自動車の形状、性能、それから、搭載されている主要装備品についての記載がございます。排気量は、約4,000cc、ディーゼルエンジンで乗車人員は5名、さらに、4輪駆動方式で、装備としまして、2段バランスタービンで、無給油式の真空ポンプを搭載した車両でございます。主要装備としまして、電動アシスト付ホー

スカー、ホースカー用昇降装置、電動吸管巻き取り装置、三連はしご等を装備したポンプ車でございます。なお納入期限は、令和4年3月11日までとなっております。財産の取得についての説明は、以上でございます。よろしくお願いいたします。

○今野委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございますか。

(「なし」という声あり)

○今野委員長 次に、資料④土浦市税条例の一部改正(案)について、説明をお願いします。

○川上課税課長 土浦市税条例の一部改正(案)について、御説明いたします。1ページの1番、改正の趣旨でございます。令和3年度の税制改正によりまして、早急に対応が必要な条項につきましては、5月の臨時議会で専決の御承認をいただいております。今回、提出いたしました一部改正については、施行期日が、これから到来するものについて、議案として提出をさせていただくものでございます。また、今回、改正をする条文におきまして、改正をしなければならない箇所が見つかりましたことから、併せて改正をお願いするものでございます。2番の改正の内容について、説明をさせていただきます。まず、市民税関係からでございます。1つ目の箱、条例の第24条、個人の市民税の非課税範囲、第36条の3の3、個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書、それから付則第5条の3、個人の市民税の所得割の非課税の範囲等、についてでございます。まず、国外居住者の取扱いの見直しについてでございます。所得税におきまして、国外に居住している者を扶養控除の対象とすることができる条件が設定されたことによる改正でございます。理由といたしましては、国外で、一定以上の所得を得ている親族でも、扶養控除の対象としていないのではないか、きちんと調査をしているのかという指摘への対応でございます。つまり、国外で収入を得ているのかいないのかの調査、この調査が、日本の国内からは、非常に難しいことから、国外に居住している者を扶養控除の対象にできる条件、このような場合には扶養とすることができますよ、という条件をあらかじめ設定するという改正でございます。その条件でございますが、原則といたしましては、令和5年分以降の所得税から、30歳以上・70歳未満の国外居住者を扶養控除対象から除外するというものでございますが、留学生や障害者の方、その他の条件としましては生活費、又は教育費として38万円以上の送金をしているという関係書類が確認できる場合には、今までどおり、国外居住者を扶養控除の対象にすることができるというものでございます。続きまして、扶養親族の定義についての整理でございます。具体的には、年齢16歳未満の者についてでございます。平成22年度の税制改正で、こども手当の創設に合わせて廃止となった年少扶養親族に対する扶養控除(38万円)でございますが、市民税の非課税を認定する場合には、今でも、この扶養控除の対象とならない年齢16歳未満の者についても申告書に記入していただく必要がございます。今までの条文では、扶養親族について、扶養控除に該当しない者を、申告書に書くべきなのか書かなくていいのか、分かりにくいところがありましたので、扶養親族の定義として、扶養控除の対象とならない年齢16歳未満の者についても申告書に書く必要があるんだよということで、明文化する改正でございます。所得税の方が、令

和6年1月1日からの改正でございますので、住民税もそれに併せての改正でございます。続きまして、2つ目の箱、条例の34条の7、寄付金税額控除についてでございます。まず、国税の改正に合わせての改正の部分でございますが、特定公益増進法人等、これは独立行政法人・病院・日赤・私立学校・社会福祉法人等でございますが、それらの法人に対する寄附金につきまして、その対象となる寄附金の目的が、出資に関する業務に充てられることが明らかな場合、寄附金控除から除外するという改正が、所得税においてなされたものでございます。寄附金の目的が出資に関する業務に充てられることが明らかな場合とは、どのようなものか。ちょっと、分かりづらいんですが、出資業務に充てられることを目的として集められた寄附金は、当然、出資先の関係者により使われることとなります。その出資先に、寄付者がいれば、自らが寄付した寄付金で、利益を受けることが可能となることから、税の公平性の観点から、法人格としては、今までは寄附金の対象であったものが、所得税の寄付金控除から除外されるというものでございます。寄附金控除に該当するかしないかの判断は、国において示されますので、住民税においても、その基準に基づき、所得税と同じ取扱いをしていくものでございます。こちらの改正は、公布の日からの施行でございます。続きまして、2ページをお願いいたします。こちらは、この条例を見直している中で、改正漏れが見つかったことから、改正をお願いするものでございます。具体的には、平成23年度の税制改正において、地域において活動するNPO法人等を支援するため、地方団体が条例において個別に指定すれば、個人住民税の寄附金控除の対象となるような見直し、それから、寄附金税額控除の適用下限額を5,000円から、現在の2,000円に引き下げた改正が行われた年でございますが、事務処理上、改正漏れがあったというものでございます。恐れ入りますが、4ページの新旧対照表を御覧ください。削除するのは、中ほどにある、34条の7の(2)の一番後ろの部分、括弧書きの部分でございます。削除する、法第314条の7の第1項第2号及び第4号に掲げる寄附金とは、日赤やNPO法人への寄附金でございます。その上でございます1号の(1)、省略となっておりますが、この1号の方で、日赤への寄附金は認めておりますが、2号の括弧書きの中で、除外するという、矛盾するような条文になってしまっておりました。平成23年に、条文を整理した際に削除すべきであったものが残ってしまったものでございますので、括弧書きの部分を削除させていただくものでございます。施行は、公布の日からとするものでございます。なお、住民税の計算におきましては、寄附金控除について、正しく計算している事を確認しております。続きまして、その下、付則第9条、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例についてでございます。こちらは、国民の健康づくり推進のため、医療費控除とは別枠で設けられておりますセルフメディケーション税制、こちらは2021年までの時限措置でございましたが、疾病予防策としての取り入れられた、この政策が、どの程度成果を表しているのか、対象とする医薬品を、効果があると考えられるものに限定して、引き続き、検証をしていく必要があるとのことから、5年間、制度延長をされたものでございます。こちらの改正も令和4年1月1日からの施行でございます。続きまして、固定資産税関係についてでございます。付則第13条の

2は、わがまち特例と呼ばれるものでございます。今回、第17項として、浸水被害対策のため整備される雨水貯留浸透施設に係る償却資産の課税標準の特例割合、3分の1を新設するものでございます。全国的に、地方公共団体による雨水貯留浸透施設の整備が各地で行われておりますが、近年の気候変動による水害、各地で発生しております。整備が追いついていない自治体があることから、民間事業者が雨水貯留浸透施設を整備しやすくするため、法整備が行われたものでございます。本市におきましても、民間事業者等と協働した雨水貯留浸透施設の整備をしやすくするため、この地方税法改正が行われたことを受け、あらかじめ、償却資産、貯留槽・浸透ます・透水性舗装等でございますが、その課税標準を3分の1にする特例を新設するものでございます。施行日でございますが、特定都市河川浸水被害対策法の一部を改正する法律の公布日、こちらは令和3年5月10日でございます。そこから起算して6か月を超えない範囲内で、政令で定める日から施行となっております。まだ政令は出されてございません。なお、この特例の適用期間でございますが、施行日から令和6年3月31日までの間に整備した施設となるものでございます。3ページ以降が新旧対照表となっております。説明は以上です。よろしく申し上げます。

○今野委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございますか。

○久松委員 最後に説明のあったわがまち特例の雨水貯留浸透施設。これは、各個人の自宅に設置された施設をいうんでしょう。

○川上課税課長 大きなショッピングセンターなどを整備する時のものでして、まずこちらは償却資産なんですね。償却資産として課税されていないと。一般家庭のものは、対象外でございます。

○久松委員 そういう商業施設などに設置されている雨水貯留浸透施設というのは、市内に何箇所くらいあるんですか。

○川上課税課長 今あるものは、私の方で把握はしていないんですけども、これからこの地区でこういうものを整備したいんだけどという相談を受けてから、その地区を指定しまして、特例が適用となるものでございます。まだ、こちらに該当するものはございません。

○今野委員長 ほかに何か御質問はございませんか。

(「なし」という声あり)

○今野委員長 そのほか、総務部からございますか。

○皆藤防災危機管理課長 令和3年度土浦市防災訓練についての御報告です。今年度につきましては、10月16日(土)都和小学校を会場といたしまして、予定しているところでございます。開催にあたってはですね、このコロナ禍ということで、例年であれば、参加者が1,000名程度でございますけれども、今回100人程度ということで、規模を大幅に縮小して、開催する方向で準備をしているところでございます。しかしながら、最近のコロナ感染症の拡大ということで、茨城県におきましても緊急事態宣言の発令、期間も12日までということになってございます。依然としてですね、感染状況の収束の見通しが立たないという状況でもございますので、今現在、実施日の3週

前くらいまでですね、感染状況の様子を見ながらですね、実施するかどうかの判断をしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。報告は、以上でございます。

○秋山管財課長 資料はございませんが、御報告いたします。滝田地区のブライダル施設であるアジュールが、本年11月10日で期間満了により、撤退することになりました。このアジュールは、平成18年11月10日に旧土浦市住宅公社とブライダル事業用地として、15年間の事業用地借地権設定契約を締結しました。この度、来る11月10日で期間満了となることから、敷地の返還をしたいとの申し出がありまして、受託いたしました。また、当時の契約に基づき、更地で返還しなければならないことから、来年の1月いっぱいまで撤去工事がかかるということです。御報告は以上です。

○今野委員長 そのほか、総務部からございますか。

○羽生総務部長 ございません。

○今野委員長 委員の皆様から執行部に何かございますか。

(「なし」という声あり)

○今野委員長 ないようですので、総務部の皆様は退席していただいて結構です。お疲れ様でした。ありがとうございました。

(総務部退席)

(市民生活部入室)

○今野委員長 続きまして、市民生活部の案件について協議を行います。サイドブックス市民生活部資料に基づきまして、資料①土浦市印鑑条例の一部改正(案)について、執行部より説明を願います。

○佐野市民課長 土浦市印鑑条例の一部改正(案)について、御説明いたします。土浦市印鑑条例につきましては、印鑑の登録及び証明について必要な事項を定めるものですが、現在、印鑑登録証明書を取得するには、本庁舎や支所・出張所に来庁して取得する方法、個人番号カードを使用してコンビニエンスストア等の多機能端末機で取得する方法、市内3か所の郵便局で取得する方法がございますが、今回新たに、申請者の個人番号カードとスマートフォンを利用して、オンラインで印鑑登録証明書の取得が可能となるよう、土浦市印鑑条例の一部を改正するものでございます。2の改正内容といたしましては、印鑑登録証明書の交付申請を規定いたします、土浦市印鑑条例第16条の第3項として、前2項の規定に関わらず、土浦市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例第4条第1項の規定により、電子情報処理組織を使用する方法により印鑑登録証明書の交付を申請するときは、印鑑登録証又は個人番号カードの提示を要しないと、第17条の第2項として、市長は、前条第3項の規定による申請があった時は、当該申請をした印鑑登録者の住所に郵送することにより印鑑登録証明書を交付するものとするを加えると共に、文言の修正等を行うものでございます。改正文(案)については2ページ、新旧対照表については3ページから5ページのとおりです。条例の施行日は、令和3年11月1日からですが、第6条、第7条第1項第3号、第9条第1項及び第14条の改正規定については、公布の日から施行するものです。なお、システム導入に伴う費用につきましては、5月の臨時会で御承認をいただいております。説明につきまして

は、以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○今野委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございますか。

○久松委員 申請は、10月からスタートするテレビ会議システムを活用することはできるんでしょ。

○佐野市民課長 テレビ会議システムとはまた別になりまして、このサービス導入については、資料③の方で改めて御説明の方をさせていただきたいと思ひます。

○海老原委員 実際スマートフォンで申請して、何日くらいで届くんですか。

○佐野市民課長 こちらで申請24時間受付をしております、夜間申請をしていただければ翌朝確認をして、3日から5日程度で郵送でお送りできると思ひます。

○今野委員長 ほかに何か御質問はございませんか。

(「なし」という声あり)

○今野委員長 次に、資料②土浦市手数料条例の一部改正(専決処分)について、説明を願ひます。

○佐野市民課長 土浦市手数料条例の一部改正についての専決処分について、御説明いたします。土浦市手数料条例につきましては、手数料を徴収する事務又は事項、手数料の名称及び手数料の金額等を定めているものですが、1の条例改正の趣旨に記載がございますように、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律が公布され、同法第55条の規定により、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号利用法が改正されることから、同法の改正に合わせて、土浦市手数料条例の一部を専決処分により改正するものです。一部改正の内容ですが、現在、個人番号カードの再交付手数料800円につきましては、市が再交付手数料を徴収する主体となりまして、土浦市手数料条例を根拠に徴収しておりますが、改正番号利用法が施行される令和3年9月1日以降は、国の機関である地方公共団体情報システム機構が再交付手数料を徴収する主体となりまして、市町村は同機構の委託を受けて再交付手数料を徴収することになります。したがって、9月1日以降は、条例において再交付手数料の徴収根拠を定めておく必要がなくなるため、個人番号カードの再交付手数料の規定が定められている、土浦市手数料条例第2条関係の別表第1の14の項を削除し、併せて15の項を14の項とし、同様に16から18の項を1項ずつ繰り上げると共に、文言の修正等を行うものがございます。改正文については2ページ、新旧対照表につきましては3ページから9ページのとおりとなっております。条例の施行日につきましては、改正番号利用法が施行される令和3年9月1日からとするものがございます。なお、条例改正にあたり、地方公共団体情報システム機構からの個人番号カードの再発行手数料に係る今後の対応等の通知が、令和3年6月18日付けであったため、議会に条例改正案を提出する時間的余裕がなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をし、同条第3項の規定により報告し、承認をお願いするものがございます。説明につきましては、以上でございます。

○今野委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございますか。

(「なし」という声あり)

○**今野委員長** 次に、資料③スマート申請サービスの提供開始について、説明を願います。

○**佐野市民課長** スマート申請サービスの提供開始について、御説明いたします。このスマート申請につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染リスクの軽減を目的に、マイナンバーカードとスマートフォンを使用し、住民票及び印鑑登録証明書の取得、そして転出の届け出について、市民の方が来庁せずに、手続きが完結するサービスで、5月の臨時会で予算を御承認いただいた後、サービスの導入に向けまして、国の機関である地方公共団体情報システム機構への署名検証者申請やクレジットカード会社への審査の申し込み等の各種手続を行ってまいりました。そのような中、この度、サービス提供について準備が整いましたことから、先ほど御説明させていただきました土浦市印鑑条例の一部改正について、議案として提出をさせていただいたところです。この印鑑条例の一部改正について、今回の議会で御承認をいただければ、11月1日からスマート申請サービスの提供を開始させていただきたいと考えております。改めまして、マイナンバーカードとスマートフォンを使用し、証明書等を取得するまでの流れについて、御説明をさせていただきます。資料の下段を御覧ください。住民票及び印鑑登録証明書を取得するには、はじめに、スマートフォンに専用アプリをインストールいたします。その後、申請フォームに必要な情報を入力し、マイナンバーカードによる電子署名、クレジットカードによる発行手数料及び郵送料の決済を行い、申請をしていただきます。申請の受付は24時間対応しておりまして、市で申請を確認した後、証明書を発行し、住民登録をされている住所に郵送という流れになります。また、転出届につきましては、同様に専用アプリをインストールし、必要事項を入力します。その後、マイナンバーカードによる電子署名、届出内容を確定いたします。転出届は転出先にこちらから通知がされますので、転出証明書の取得は不要となり、マイナンバーカードを使用した転入手続きが可能となるものでございます。事業の開始にあたりましては、今後、ホームページや広報紙におきまして、積極的なPRを行ってまいりたいと考えております。なお、本市におけるマイナンバーカードの最新の申請及び交付の状況、こちら8月22日現在となりますが、申請者数が6万2,834人で人口割合が44.4パーセント、交付者数が5万4,264人で人口割合で38.4パーセントという状況となっております。市民課からの説明につきましては、以上でございます。

○**今野委員長** ただ今の説明について、何か御質問はございますか。

(「なし」という声あり)

○**今野委員長** 次に、資料④ごみ排出量の状況について、説明を願います。

○**渡辺環境衛生課長** 令和2年度のごみの排出量について、御説明いたします。まず、1番のごみ量の推移ですが、1番上の表を御覧ください。こちらは、土浦市のごみ、家庭系と事業系を併せた全体の排出量でございます。こちらの表の1番右側の列になります。令和2年度の実績でございます。令和元年度と比較しまして、全体では960トンの減少、1.9パーセントの減となったものでございます。その下、2つ目、3つ目の表はですね、それを家庭系と事業系に分けた表となっております。家庭系ごみにおき

ましては、前年度から739トンの増、1.2パーセントの増加となっております、こちらコロナ禍におきまして、在宅時間が増えたことによるものと推測されるものでございます。一方、事業系におきましては、令和2年度は前年から154トンの減、8.3パーセントの減少となりまして、こちらもコロナ禍におきまして、経済活動の停滞、それから、在宅勤務の増加などによりまして、減少したものと考えられるところでございます。次に、2番の原単位を御覧ください。ごみの排出量を人口で割ることによりまして、1人1日あたりどのぐらいのごみの排出をしているかというものについて、年度ごとの推移を表したものでございます。1ページ下のグラフ、こちらは排出量全体のものでございます。年々、右肩下がり減少しているものの、第2次ごみ処理基本計画の目標値には、令和2年度は26グラムほど届いていない状況となっております。次に、2ページ目を御覧ください。先ほどと同様にですね、家庭系と事業系に分けたグラフとなっております。上のグラフ、家庭系の方はですね、前年度から11グラムの増加となりまして、下のグラフ、事業系は前年度から26グラムの減少となっております。このような結果を踏まえまして、ごみの更なる減量化を進めていくのはもちろんでございますけれども、事業系ごみの方は、減少したとはいえ、経済活動の回復と共に、増加することが予想されるところでございますので、特に、事業系ごみの減量の方策につきましては、今年度策定しております第3次ごみ処理基本計画に盛り込みながら、対応をしていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。説明は以上でございます。

○今野委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございますか。

(「なし」という声あり)

○今野委員長 そのほか、市民生活部からございますか。

○塚本市民生活部長 特にございません。

○今野委員長 委員の皆様から執行部に何かございますか。

(「なし」という声あり)

○今野委員長 ないようですので、以上で総務市民委員会を閉会いたします。市民生活部の皆様は退席していただいて結構です。お疲れ様でした。ありがとうございました。